

県民意見整理台帳

(「かながわ男女共同参画推進プラン」改定素案に関する県民意見及び意見に対する県の考え方)

○意見募集期間 令和4年10月7日(金曜日)～令和4年11月6日(日曜日)

○提出された意見の概要

- ・意見提出件数 116件
- ・意見提出者数 個人26名・団体0団体
- ・意見別の内訳

意見の内容	延べ件数
1 重点目標1「あらゆる分野における男女共同参画」に関する意見	20
2 重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」に関する意見	17
3 重点目標3「男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心な暮らし」に関する意見	21
4 重点目標4「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」に関する意見	16
5 重点目標5「推進体制の整備・強化」に関する意見	11
6 計画全体に関する意見	25
7 その他	6
合計	116

○意見の反映状況

意見の反映状況	延べ件数
A プラン(改定案)に反映しました。(ご意見の趣旨を既に記載している場合を含みます。)	50
B プラン(改定案)には反映しませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	1
C ご意見の趣旨は今後の取組みの参考とします。	61
D プラン(改定案)には反映できません。	0
E その他	4
合計	116

令和5年3月

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	6	<p>改定素案p15の※には、男女に性別は限らず、とありますが、男女の性別しか質問や集計がされていないですね。資料ではジェンダーと男女が混在しているのかもしれませんが。もしかしたら、前半と後半で作り手が異なるのかもしれませんが、もし括りをジェンダーとするなら、全てを抱括する内容に範囲を広げる必要がありますね。性的マイノリティー（2018年資料）という表現が無くなったのは前進かな、と思いましたが、ぜひジェンダーとするなら、資料前半にある質問や集計もできる範囲で幅広く行って頂けたら良いのかもしれませんが。</p> <p>そうすると、ただでさえ多い項目が更に増えますが、まずは県運営に携わっている方々が“認識する”という意味ではとても大事な一歩かな、とも思います。</p>	C	性的マイノリティを含めたジェンダー統計の推進を図って参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	1	<p>改定素案p17 重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画 施策の基本方向1 政策・方針決定過程における女性の参画について ①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画 【コメント】 「政治」に関する具体案・数値目標がない。 「政治」とは具体的には県議員を指すことになると思われるところ、本「改定素案」に政治に関する具体案や数値目標が盛り込まれていないのは、県議員は選挙で決まるので神奈川県が責任をもって具体案や数値目標などを担うことは出来ないからであろうということは容易に想像がつかます。 しかし、この点に関して、あえてコメントするとすれば、それでは百年経っても何も変わらない、と思います。ちなみに国法である「政治分野での男女共同参画推進法（2018）」は各政党に対して男女同数の国会議員候補者の擁立を求めています。如何せん“努力義務”なので、それでは何も変わらない。もし神奈川県が日本をリードするならば、各政党に対して男女同数の県議員候補者擁立、更には男女ペアでの立候補制度の導入というのを具体案・数値目標とすべき（過激かな？）。 ※ご参考 https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/pdf/gaikou_research/2019/09.pdf</p>	C	重点目標1 施策の基本方向1 主要施策①に政治分野における具体的な取組みについて記載しました。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
3	5	改定案を読みましたが、せっかく立案した計画もその実行性が担保されないと想定した結果にならないかと思いますが、その点で1ページに計画の進行管理に関する記載がありますが単なる進捗状況の第三者評価だけでなく、乖離があった場合には計画を修正するくらいの実効性を持ったほうが良いかと思いました。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
4	1	ジェンダーギャップ指数の評価項目も3ページに分かりやすく記載していますが、ここで明らかに政治参画の評価が低いのであれば、企業に対してリモートワークを依頼するなど比べて主体的にコントロールしやすいと思われるこの項目に関するアクションが弱いと思いました。例えば17ページに政治・行政分野における女性の参画を掲げその数値目標である管理職に占める女性の割合が現状の18.6%から3年後の目標が25%というのは低いと思います。	C	県では、令和3年4月に、県庁における管理職に占める女性の割合の目標値を、20%から25%に引き上げました。これは、国の「第5次男女共同参画基本計画」で定める、「都道府県職員の各役職段階に占める女性の割合」の目標値（本庁課長相当職 16%）を大きく上回るものであり、また、現状の割合から見ても適切なものと考えています。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
5	6	全般的には課題が分かりやすく網羅されている。いろいろな利害関係者がいて変えていくのは大変かと思いますがこういう成果物をきっかけに少しずつでも変わっていくといいですね。	A	ご意見を踏まえ、ジェンダー平等社会の実現に向けて、施策を推進して参ります。
6	4	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」という回答の割合を増やすことを数値目標に掲げているが、まるでこういった考え方が悪であると決めつけているようにも見える。このような考え方を最終的には根絶やしにしようものなら、それは度を越えた思想の強制と言えるため、多様性の観点から、無理に思想を偏らせる必要は無いと思う。	C	県では、すべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができるようにすることをめざしています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
7	2	21ページ 数値目標が「常用雇用者 30 人以上の事業所における 1 人平均月間の所定外労働時間」となっています。常用雇用者には、いわゆる正社員・正職員以外に、1年以上雇用されているパート・アルバイトも、長期休暇中の労働者も含まれると承知しています。その1人平均所定外労働時間では、数値が低くなるのではないのでしょうか。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
8	3	23ページ 困難を抱えた女性等に対する支援について、数値目標は養育費相談件数のみでは不十分なのではないですか。現在、養育費相談件数の目標件数は年間80件となっていますが、少なすぎると思います。神奈川県の間離婚件数は1万5千件を超えています。養育費を取り決めていない割合は6割程度のはずです。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
9	1	重点目標1 あらゆる分野における女性の参画 施策の基本方向1 政策方針決定過程における女性の参画について ここでは管理職に占める女性の割合によって女性の参画を判断しています。しかし、このデータでは女性の管理者がどれだけいるかということしかわからず、不当な扱いによって管理職になることができなかった女性がどの程度いるのかということは測ることができません。そもそも男女共同参画社会において望ましいことは性別による不当な差別をなくし個人の能力によって適した役職を与えられることだと思います。単純な男女比を同じにすることを指すのではなく全ての人と同じ基準に置かれ平等な扱いを受けるといったことが必要です。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
10	4	<p>重点目標4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備 施策の基本方向1固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革について</p> <p>個人的にこの施策は最も重要なことだと思います。男女共同参画社会を進めていくためには企業の協力が不可欠であり、そこで働く社会人の意識改革はとても意味のあることです。社会人が持つ固定的な性別役割分担意識を解消することができれば、今まで以上に産休、育休などの制度が使いやすく整備され、その制度を使う人に対する周りの理解も高まり良い多くの方が辞職することなく子育てを行えるようになるのではないかと思います。若者や会社での立場が低い人々が意識改革を求めてもなかなか上の立場の人には受けられません。そのため、自治体が直接的にさまざまな企業に働きかけ意識改革を進めていくことが必要だと思います。</p>	A	ご意見を踏まえ、引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた意識改革のための取組みを進めて参ります。
11	5	<p>重点目標5 推進体制の整備・強化 施策の基本方向2 ジェンダー主流化とジェンダー統計の促進</p> <p>ジェンダーの視点を持ちジェンダー主流化を促進するということが書いてありましたが、「男女の置かれている状況」、「可能な限り男女別にデータを把握する」というような書き方に少し違和感がありました。ジェンダーの視点を持つなら男性と女性という二つに分けて考えるのではなくもっとたくさんの人々に目を向けることが必要だと思います。いわゆる性的マイノリティの人々は多くの不満や大きな不安を抱えています。計画の基本理念でも示されている人権の尊重というものを実現するのならそのような人を蔑ろにすることはあってはなりません。この計画を進めたいただ上でも男女格差のみならずジェンダー格差の問題とその格差の是正を考えていただきたいと思っています。</p>	A	重点目標3 施策の基本方向2 主要施策⑥に性的マイノリティ等（LGBT等）に対する支援を位置づけ、施策を推進して参ります。また、ジェンダー統計の促進にあっても、性別欄の記載については、性的マイノリティに配慮して行います。
12	3	「施策の基本方向2 困難を抱えた女性等に対する支援について」又は「施策の基本方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援」の主要施策に、「予期しない妊娠に対する支援」を位置付けてはどうか。予期しない妊娠は、DVや性犯罪・性暴力、経済的理由など様々な背景があるが、ひとりで悩みを抱え込む場合もあるため、必要な支援につなげる必要がある。	A	ご意見を踏まえ、施策の基本方向3 主要施策①「妊娠SOSかながわ」の取組みを位置づけるとともに、「県の取組み」において、事業内容を掲載しました。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
13	4	男女共同参画社会を目指すにおいて、女性の社会進出が重要であると考えている。しかし、仕事と家庭を両立していくことは困難な状況である。それは日本の女性の年齢階級別労働力率より、出産や育児をする30代で低下し、その後再就職することにより上昇するM字カーブを描いていることから説明できる。神奈川県では35歳から39歳の就業率が落ち込み年齢階級別労働力率が全国第46位となっている。この結果には育児をしながら仕事を継続する難しさが現れており、晩婚化や晩産化の傾向もみてとれ、女性のキャリア形成にとって結婚や出産が邪魔になっていることもわかる。また、女性が職業を持つことについて、「ずっと職業を続ける方が良い」との回答が過去の調査よりの増加しており、職業を持ちたいと考える女性が多いことがわかる。この結果から、女性の就業を支えるためにはより手厚い子育て支援が必要であると考えている。不便することなく子育てができるようにするための金銭的な支援と子育てに関する相談ができる環境づくりの精神的な面の支援が必要である。金銭的な面での支援は、所得によって支援されるお金の額に大きな差をつくらず、所得のある家庭に給付しないのではなく、所得の少ない家庭により手厚い支援をする方が良いと思う。学業にかかるお金の負担が減ると、家庭の中で他の部分にお金を使えるようになり苦しくない生活が送れるようになる可能性があるため、高等学校までの無償化がすすめられるべきである。大学の学費を数割程度国が負担し授業料が抑えられたらより優れた学生が日本に増え、数年後の日本のためになると思う。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
14	4	幼い子供がいる女性が働くためには保育所が必要不可欠である。2021年で306人いた待機児童を2027年までにゼロにするために、子育て支援人材の確保育成を図ることを神奈川県は目標としているが、保育園を増やすだけでは子供の面倒を見る人がいないので保育士の確保をしなければならない。しかし、保育士の賃金は子供の命を預かり教育もしているのにもかかわらず一般的な職業と比較して低く、業務時間も長く負担が大きい仕事である。保育士を志す若者を増やすために保育士の待遇を良くしなければならない。給与を高くしたり、世間からの評価が良くなれば保育士を志す人が増え、保育所を増設することができるので待機児童ゼロの目標を達成することが可能になると考えられる。	A	重点目標4 施策の基本方向3 主要施策①育児等の基盤整備の中で、待機児童ゼロの達成に向けて取り組むこと、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援すること、国家戦略特区を活用した県独自の地域限定保育士試験の実施などを通じ、子育て支援人材の確保育成を図ること、放課後児童対策を充実させることについて記載をしております。ご意見を踏まえ、引き続き、保育士の処遇改善も含めた、子育て支援人材の確保育成の取組みを進めて参ります。
15	2	貧困率が高いシングルマザーの家庭では特に不自由な生活を送っている場合が多いので、女性の賃金の低さを是正し負担が減る世の中づくりと、就業を希望する女性が就業を継続できるようにするために、働き方改革やワークライフバランスの推進、男性の家事や育児への参加のための取り組みが必要である。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、女性の就業支援やワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組み、男性の家庭・地域活動への参画促進の取組みを推進して参ります。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
16	2	ワークライフバランスをより良くするためには、神奈川県は通勤時間と長時間労働を改善しなければならない。神奈川県は通勤にかかる時間の長さが全国1位にもかかわらず、長時間労働の面でも全国6位である。しかし、コロナ禍による企業の配慮によってリモートワークが推奨され、店舗では営業時間の短縮が行われてきている。コロナウイルスの影響により、今まで会社で行っていた業務が家でもできるようになり、通勤時間の削減やリモートでの会議による移動時間の短縮などがされ、より効率の良い業務体系に変化していると思う。よって、通勤時間の問題は改善の余地があると考えられる。ワークライフバランスをより良くするためには、人生における仕事に比重が重すぎる状況を打破する必要がある。長時間労働によって男性の家事や育児の参画を阻んでしまい、女性の負担を増やしているため、仕事を休みやすい環境を作らなければならない。神奈川県は男女参画社会のためのプランでは、男性の育児休業の取得率を2020年の7.5%から2025年までに30%までの増加を目標としている。民間事業所の男性の育児休業取得率は2021年で18.3%であり2023年までに2021年よりの育児休業取得率が増加することを目標としている。休みやすい環境のために、会社の上司や同僚の理解などの意識的な問題と、休まなければならない制度の整備をして働き方の見直しが求められる。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、テレワークなど多様な働き方の推進や、企業の経営層に向けた職場における意識改革・行動変革を促すセミナー等を実施するなど、環境整備の取組みを進めて参ります。 なお、県庁では、職場の上司が、新たに子供が生まれる予定の男性職員と一緒に育児休業の取得計画等を考え、作成する「男性職員の育休等取得支援計画書」を導入し、上司等の理解を促進するなど、育児休業等取得しやすい環境づくりを行っています。 ※男性職員の育児休業取得の状況 令和3年度 39.5%（教員、県警察職員を除く）
17	2	「現状と課題」より、神奈川の特長から考える。ある程度はそのような結果になった理由が一個人の簡単な予測ができたが、着目して考察すべき点も見つかった。35～39歳の女性労働力率の低さの原因はなんだろうか。結婚・出産を機に退職していることが挙げられる。平均初婚年齢や第一子出生時の母の平均年齢が両者ともに下位であることとの関連が浮かび上がってくる。また、日本海側で労働力率が高い理由はなぜなのか。東北から新潟付近までの労働力率が高いことが分かる。南関東と近畿とは何が大きく異なっているのかについて調査をする必要がある。三世代同居率は他県から神奈川に上京し、就職したケースや地方出身の親が首都圏である神奈川に移住したケースが考えられそうではある。長時間労働については首都圏であることや、東京や他県へのアクセスが豊富なため通勤時間が長引くことも考えられるのではないだろうか。未婚率が高く平均初婚年齢が高いのは都市部でせわしなく働くことで低いことで説明がつく。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
18	1	指導的地位に占める女性割合を3割にまで引き延ばすことを計画している。経済面では管理職の女性割合が低い。管理職が増えない理由として結婚による退職、妊娠・出産に伴う休業がきっかけで出世ルートから外れるといったものが考えられる。しかし、未婚率の高さから矛盾が生じているのではないだろうか？シングルマザーや事実婚を除き、単純に結婚をしなければ子どもがいなくなることが考えられる。そうであるならば継続して勤務することができ、管理職として順当に育成されていくと考えたからだ。この未婚率からシングルマザーや結婚をしていないが子どもはいる家庭等を除いた割合がどの程度であるのかは気になるポイントである。育児休業ならば休業期間中はそのポストに代理の人物を充てることで解決できそうではあるが、そこに問題があるならば課題となる（例としてスウェーデンでは長期間の育児休業を取る際、代わりの派遣社員が就く）。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他

意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
19	1	2021年度の県民ニーズ調査では継続して職業を続けたい女性が過去の調査より増加したそうだが、調査対象の女性層が分からないことや、調査アンケートに参加する時点で積極的な女性たちの意見が偏っている可能性もある。もちろん男女ともに責任を負いたくはない気持ちはあるが、責任ある地位である議員や管理職になりたいと真に願う女性はどれだけいるのかは気にかかる。これは女性の社会進出、政治参画にも関わる重要なポイントである。結婚や妊娠・出産で仕事を辞める慣習が変われば、仕事を続けたい女性が7割近くに上昇することになるだろう。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
20	2	グラフ5の夫婦の仕事時間について、正規雇用の妻の仕事時間が就学前から小学生がいる場合と比較して大きく伸びている。4時間ほどだった仕事時間が6時間ほどになっている。4～6時間働く正規雇用の仕事にはどのようなものがあるだろうか。仮に企業の一般事務職でも1時間の休憩ありで実働7、8時間程度だと考える。4～6時間とはかけ離れているように思える。すべての人がこういった会社員の労働形態とは限らないので一概には言えないが、どのような仕事であるのかが見えてこない。就学前だけで言えば非正規雇用の妻（アルバイトやパートタイマーだろうか）と40分しか変わらない点も気になる。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
21	3	グラフ8について、60代の男女の貧困率について貧困と準貧困の合計値が50代より10%以上開きがある。20代から50代にかけては段階的に貧困層の割合が減少しているが、60代で上昇している理由は何だろうか。考えられることとしては、一概には言えないが、公務員ではない民間企業では50代が年収のピークであり、60代にかけて減少していく。職業によってさまざまではあるが1つのポイントである。	E	グラフは、「令和3年度人生100年時代における結婚・仕事・収入に関する調査」（内閣府）を基に作成されていますが、理由については言及されていません。
22	4	グラフ14の「男女共同参画社会の実現のために力を入れるべき施策」として、保育・介護の施設やサービスを充実させることが挙げられているが、保育園・幼稚園と介護施設は併設若しくは近くに配置したほうが良いと考える。認知症の患者にとって幼児の存在は大きな刺激となる。	C	ご意見を踏まえ、引き続き、育児・介護等の基盤整備を進めて参ります。
23	1	「具体的な取り組み」では、「重点目標1」の「施策の基本方向2」について女性の活躍を推進するために農業や商工業分野に新規で参入する女性を促進することを掲げているが、今まで関連する分野を専攻していなかった場合一から教えることになるが、どのように技術を習得させていくのか（専門知識の習得、途中から舵を切った女性のキャリアプランが無理のないものであるか等）。また、受け入れを想定した場合、中小企業にもいきわたらせるために啓発講座等は、大企業に限定しないほうが良いと考える。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
24	1	<p>「あらゆる分野における男女共同参画」 これは女性の社会進出をさらにサポートすること及び促進していくとともに、男性の家庭・地域活動への参画を目指すことである。現在、知事部局等の管理職に占める割合は18.6%、民間事業所の女性管理職(課長相当職以上)の割合は8.7%、そして、この資料に載っているデータにおける最も女性が占める割合が多いものでさえ、38.8% (県の審議会等における女性委員の割合)である。この結果から、圧倒的に女性の占める割合は少ない。私は、今の日本社会には多種多様に対応が出来る柔軟性を身につけさせたいと考える。</p> <p>私はとても良い案だと考える。女性の割合が少ない理由は、まだ日本社会が女性の社会進出を認めきれていないことが一番大きい要因であると考え。「男は仕事女は家事」という偏見は、現在、1999年に男女共同参画社会基本法が施行され、そのような考えは薄くなってきている。しかし、まだ23年しか経ってなく、未だにあの考えを持つ多くの男性社員がいることは明らかである。なぜなら先ほど述べたデータが示している通り、女性の割合がとても低いからである。そのため、男女の意見を均等に反映させることは厳しいことである。しかし、現在、平成24年度から28年度における15歳～64歳(女性)と25歳～64歳(女性)の就業率の推移のデータを見ると前者は66%(5.3%上昇)、後者は72.7%(5%上昇)である。さらに、この計画をさらに促進していけば、あと30年後になれば、現在50歳、60歳、70歳の職員のほとんどはいなくなり、女性の社会進出に理解している男性職員は増加すると考える。この計画をさらに良いバランスで促進することが出来るならば、男女がお互いにその能力を尊重し、発揮できる場(管理職、県職員、農業、商業や理工系分野)も増えてきて、男女共同参画社会が実現する未来もそう遠くはないと考える。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
25	2	<p>「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」 女性の就業支援に焦点を当てた施策である。具体的なものとして、就職や再就職、起業などを希望する一人一人の女性のニーズに合わせる、育児・介護等の基盤整備、相談やセミナーを開き、女性に寄り添う等の支援(育児休暇、セクシャルハラスメント、子供との時間)等、また、働き方改革を推進させ、新しいワークバランスの創造のアシストをする等がある。</p> <p>さらに、コロナウイルスによる影響で働き方も確実に変化している。テレワークにより家族との時間が増えると同時に家族の在り方を見つめ直すきっかけになる可能性もある、また親にとってのテレワークは子供のささいな変化にもすぐに気づくことが出来るため、この制度は可能な限り、継続させたい</p>	A	ご意見を踏まえ、引き続き、テレワークなど多様な働き方の推進に努めて参ります。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
26	3	<p>「男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし」 あらゆる暴力を根絶し、誰もが健康に安心した生活が出来る社会を目指す施策である。具体的な施策として、警察・民間支援団体と連携協力し、生活困難者、犯罪被害者や高齢者等へのきめ細かな支援等がある。</p> <p>私は、この課題が一番難しい施策であると考えている。なぜなら、相手のプライベートに入るため、第三者がこれらの問題に気づきいたためである。つまり、相手が周りに気づかれないように暴行等をしたり、逃げる、隠すことが簡単なことであると考えている。そのため、どれほど早く被害者のささいな変化や助けを求める行動に気づいてあげることが重要である。</p>	A	外部から見えづらい場合も多い課題ですが、引き続き、困難を抱えた一人一人に寄り添った支援を進めて参ります。
27	4	<p>「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」 根強い固定概念の解消及び、多様な選択を可能にするために必要な育児・介護等に基盤整備に取り組む施策である。具体的な施策として、男女共同参画社会を学生に意識を持たせることや「男は仕事、女は家事」といった概念を解消すること等、また、待機児童問題の解消、介護の基盤整備等がある。</p> <p>この施策は、どれだけ子供や学生に興味を持たせられるかが重要であると考えている。何事にも興味を持つ若い時に学習させ、能動的に将来設計から男女平等について学ばせることで一人一人が今の深刻な問題に対して、意見やアイデアを出させやすくし、今まで思いつかなかった施策が生まれる可能性があるかもしれない。</p>	A	ご意見を踏まえ、引き続き、若い世代に向けた男女共同参画意識の醸成に係る取組みを進めて参ります。
28	5	<p>「推進体制の整備・強化」 市町村やNPOなど、多様な主体と協働し男女の置かれた状況を的確に踏まえながら、効果的な計画の進行管理を行う施策である。</p> <p>この施策は、男女別データをそれらが把握することで機能するため、私たち国民が積極的に協力していく必要があると考える。そのため、地域によって男女やの人口数にばらつきが必ず起こる、その時、その場所に適した施策が必要である分、最適解なそれを作るには難しく、時間もかかるため厳しい施策になると考える。</p>	A	ジェンダー統計及びそれを活用したジェンダー主流化について、今後どのように促進していくか検討すべき点が多いと考えています。他の自治体等の先進事例等も参考にしながら、普及啓発を進めて参ります。
29	1	<p>重点目標1 あらゆる分野における男女共同参画 施策の基本方向2 あらゆる分野における女性の活躍促進 主要施策の①女性の活躍の推進 「かながわ女性の活躍応援団」の取組は、まったく活躍推進の役に立っておらず、むしろ限られた予算の無駄遣いになっています。 ②③女性の参画支援をすすめるためには、「なぜすすまないか」を知るためにも実態調査が必要だと思えます。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
30	3	重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし 施策の基本方向1 あらゆる暴力の根絶 ①配偶者等からの暴力の防止 あらゆる「暴力」は、人権侵害だという基本にたった加害者をうまない教育や加害者に対する再発防止のためのプログラムなどの施策の具体化を図ること。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、暴力の未然防止に向けて、学校等において暴力はどんな場合でも人権侵害であることについての教育を実践するとともに、加害者からの相談に対応する窓口を設置するなど加害行為の抑止に取り組んでいます。
31	7	重点目標5 推進体制の整備・強化 そもそも神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室男女共同参画グループに格下げして、推進強化を図る意思が感じられません。	C	共生推進本部室に「人権男女共同参画担当課長」のポストを設置しています。また、職員数についても、事業担当としては、人権男女共同参画課と概ね同規模を維持しています。共生推進本部室においては、「人権男女共同参画」施策を後退させることなく、共生社会推進部門と連携しながら、人権・権利擁護を着実に推進して参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
32	6	施策の方針は分かりましたが、その数値的目標を達成するための具体的な施策を示してほしいです。また、数値的目標の値は既に決められているものもあるので、言うだけではなく、それを達成するだろうと思われた理由が知りたいです。	A	ご意見を踏まえ、具体的な取組みについて記載しました。数値目標は、他の個別計画等に位置づけがあるものもありますが、これらの取組みを通じて、数値目標の達成を目指して参ります。
33	3	重点目標3の施策の基本方向2について、困難を抱えた女性等に対する支援が、女性のみを対象とするのは、男性への差別につながるのではないのでしょうか。現状、女性が働くことに対して、就職や子育て等で経済的に弱いために、このような施策になっているのかもしれませんが、女性や性的マイノリティのみではなく、同じように困難を抱える男性の支援も取り上げるべきだと思います。また、数値目標として相談件数が挙げられているが、支援の実績を示してほしいです。ひとり親家庭や障害のある人、外国人などはきちんと把握されているでしょうから、相談件数を伸ばしたいのならば、対象者をしっかりと取り上げ、このような相談を行いますと知らせればよいのではないかと思います。また、仕事などで日中は時間が取れないなどの問題もあると思うので、こうした相談はすべて時間を問わないインターネット上でできる制度がきちんと整えばよいと思います。	C	本プランに位置づけている施策は、女性を中心とした視点で取り上げられています。男性も対象としている取組みも含まれています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
34	4	11ページの性別役割分業意識のグラフ13の若年層の意識について、20代男性の「そう思う」という回答が他の年代に比べて割合が高く、女性の意識と差が大きいという結果が示されています。これについて、20代男性の「そう思う」の回答の割合が高くなるのは、周囲の話や記録等との違いによるのではないかと思います。昔はこうだった等の話を聞けば、男性には男性の苦勞がある中で、現在は女性ばかりに焦点が当たり、男性が蔑ろにされているというように感じ、また、男女平等について男性に多くを求め過ぎなのではないかと感じているのではないかと思います。そのため、重点目標4に挙げられている、子ども・若者に向けた意識啓発は確かに大切なことだとは思いますが、急激に意識を変えさせるようでは、反発が大きくなり、逆効果となってしまう可能性があるのではないのでしょうか。それよりも、主に社会を形作る大人に対する意識改革が最も急務なのではないかと思います。また、性別役割分業意識で「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の割合が高くなっているのは男性のほうが多いのに、女性に行動を求めて解決しようとしているのもそれが正しいのか疑問です。より意識を変えるべきなのは男性なのだから、男性への意識改革にこそより力を入れるべきなのではないのでしょうか。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
35	4	重点目標4の施策の基本方向3の育児・介護等の基盤整備はそれがきちんとできていれば、現状、子育てや介護等で職を離れなくてはならなくなる人が男女ともに、仕事を続けられることができるので、大切なことだと思いました。ただ、女性の場合、出産で一度は必ず働くことのできない期間があるので、その後の復職や再就職、就業の継続が簡単にできるようなことも必要だと思います。こうしたことが整えば、子どもを産みやすくなると思うので、少子化の改善にも繋がるのではないのでしょうか。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、育児・介護等の基盤整備を進めて参ります。また、女性の就業支援に係る取組みについて記載しました。
36	1	重点目標1の施策の基本方向2であらゆる分野における女性の活躍促進とあるが、現状女性の少ない分野・職場ならば、女性の働きやすい環境というのもあまりできていないと思うので、そうした分野への、どのような制度が必要で、どのように作ればよいのかなどの指導も必要かなと思います。そうした制度がきちんと整備されているところには、自然と女性の労働者の集まるのではないのでしょうか。ただ、そうした分野は、教育の段階で、男女差があるものもあるので、そうした根本の教育から見直すことも必要かなと思います。家庭での子育てや、義務教育の段階で一人一人の価値観のようなものは決まってしまうと思うので、幼いころからの教育の方針等があると、今後長い目で見ると、男女格差や、ジェンダー差別の問題などがほとんどなくなるというようなことに繋げるには良いのではないかなと思います。	C	引き続き、若い世代に向けた男女共同参画意識の醸成に係る取組みを進めて参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
37	6	「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」となっているが、「ジェンダー平等社会へ」と、プラン全体を貫くのであれば、プラン名も「かながわ男女共同参画推進プラン」ではなく、「かながわジェンダー平等社会推進プラン」とすべきではないか。基本目標の達成のためにも。	C	改定に当たって、基本目標に初めて「ジェンダー平等」という表現を用いました。一方で、本プランは男女共同参画社会基本法に基づく計画であること、「ジェンダー平等」という言葉の認知度が高いとは言えないこと、未だに男女の格差が残っていること等を踏まえ、プランの名称は「かながわ男女共同参画推進プラン」としています。改定プランの周知とあわせて、「ジェンダー平等」という言葉の認知度向上につなげて参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
38	6	<p>12Pの(10)に、コロナ禍の影響とあるが、2020年～長期にわたるコロナ禍での、女性の状況については、様々な調査が報告されています。しかし、その実態への分析が不十分である。たぶん、県独自の調査がない結果か。とりわけ、女性は非正規労働者が多く、雇止め、就業日数や労働時間の短縮などによる賃金の低下など、男性よりも影響を多く受けている。さらには、学校の一斉休校や保育園の閉園、在宅勤務により、家事・育児などの家庭責任が女性に負担を強いることになるなど、家庭内におけるジェンダー平等が逆戻りしている実態。また、DVなども深刻な実態が明らかになっている。</p> <p>今回のコロナ禍でエッセンシャルワーカー、とりわけ介護・保育労働に従事している女性たちの労働実態や低賃金問題がクローズアップされてきた。</p> <p>コロナ禍でジェンダー平等社会の実現を後退させる状況が明らかになったともいえる。県として実態調査し、問題を明らかにし、プランへ反映することが必要である。</p>	C	プランの改定にあたって、実態調査の実施は予定しておりません。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
39	2	<p>P13 (2)の就業継続を図るためには、キャリア形成が必要とあるが、根本的には雇用形態（差別）に問題がある。専門的なスキルを持ち合わせても正規でなく非正規働いている実態がある。非正規～正規への促進、ケアワーカーの身分の向上や労働条件と賃金の向上を図る対策が必要である。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
40	1	<p>18Pの女性活躍促進の(1)「かながわ女性の活躍応援団」はパフォーマンス行政の象徴である。こんなことに県の予算を使うのはもったいない。その分、非正規など、差別されている人たちに対する支援策を充実するべきである。</p> <p>(3)の農業や商工分野における参画促進について、ロシアのウクライナ侵略戦争により世界的な食料危機の中、県民の食料（自給率の向上）の問題がクローズアップされている中、担当課と協力し、女性の就業への促進を図る必要がある。そのためには、農業で安定した収入やジェンダー平等意識の变革が求められている。</p> <p>商工業においても、コロナ禍の中での経営の厳しさが浮き彫りになっている中、県として実態把握や支援について担当課と具体的な策についてすり合わせる必要がある。</p>	C	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(農業) 県内農業生産力の維持には、女性の新規就農者の確保が重要であると考えており、新たに農業に取り組もうとする女性への支援を実施しています。また、女性農業者が経営者として自立し活躍できるよう支援するため、経営参画・発展を目指す研修会を実施しています。</p>
41	3	<p>P23の困難を抱えた女性等に対する支援では、(2)の高齢女性に対する支援というが、実際には、体力的にもきつい、低賃金な仕事しかないのが実態である。安心して老後が送れる年金や社会保障制度の充実が必要である。</p> <p>困難を抱えた女性の中には、シングル女性も含まれるが、支援には入っていない。特にシングルで非正規の女性には、社会的な差別がある。対策が必要である。川崎市での調査等もあるが、県としても実態調査をすべきである。</p>	C	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(高齢女性) 年金や社会保障制度は国において制度設計がなされるものであり、県としては国の動向を注視してまいります。</p>

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
42	5	29Pのジェンダー主流化とジェンダー統計の促進とあるが、県独自の調査がされていない。各部局における調査の中に、ジェンダーの視点での調査を位置付ける必要がある。その点を明記すべきである。また、国の調査において、県部分の統計を明らかにし、公表することをめいすべきである。	C	ジェンダー統計の促進に当たっては、県の統計調査についても検討が必要であると考えています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
43	5	29Pの進行管理では、共生推進本部とあるが、「特定課題に対応する個別計画」であるながら、共生推進本部の全体としてとらえるのではなく、個別の課題としてのジェンダー平等社会実現に向けた横断的な行政が推進できるような体制をつくる必要がある。	A	共生推進本部は、知事を本部長とする県庁内の意思決定機関であり、ジェンダー平等社会の実現に向けた取組みの総合的な推進を図って参ります。
44	7	かながわ男女共同参画センター（かなテラス）を「かながわジェンダー平等（社会実現）センター」とし、解決のための総合的なセンターとして充実することが必要である。また、困難を抱えた女性を支援する居場所づくりの拠点となるセンターとする。	C	かながわ男女共同参画センター（かなテラス）では、女性の自立と男女のあらゆる分野への参画を促進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するための施設として、引き続き、各種講座やイベントの開催や、DV相談などを推進して参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
45	6	かつて神奈川県は・女性センター・プラン・かながわ女性会議の3つを県民の共同作品として位置付けてきたが、今回のプランの改定に当たって、県民への説明が全くされていない。ネットで意見をでは、気が付いた人のみの参加で、多くの県民の声をプランに反映することは、難しいと思われる。また、昨年の県庁組織変更により、「女性行政」が県民から見えなくなってきた危惧からも、県民の声が十分に反映されたプランの改定にならないのではとの心配があります。 職員の方も大変かと思いますが、5年間のプランなるわけですから、十分な意見を聞き、改定作業をしていただきたいと思います。	C	プラン改定に当たって、説明会等は現時点で予定しておりません。組織再編に伴い、共生推進本部室に「人権男女共同参画担当課長」のポストを設置しています。また、職員数についても、事業担当としては、人権男女共同参画課と概ね同規模を維持しています。共生推進本部室においては、「人権男女共同参画」施策を後退させることなく、共生社会推進部門と連携しながら、人権・権利擁護を着実に推進して参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
46	2	女性が働き続けられない理由が、妊娠・出産・育児を理由としているという固定概念で資料が作られている。若年層から非正規が増え、働き続けることが難しい構造的な問題があることを問題意識に挙げ、関係資料をのせ、実態を可視化すること。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」において、年齢階級別正規・非正規雇用率のグラフを追加しました。
47	2	若年層・高齢者の非正規比率も女性が多いことを可視化する。県の労働力統計もあるので活用すること	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」において、年齢階級別正規・非正規雇用率のグラフを追加しました。
48	2	賃金格差は女性が働き方を選択していることによる結果と印象付けしている。賃金格差は構造的な問題である。就労年齢層と非正規率のグラフをのせて可視化すること。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」において、年齢階級別正規・非正規雇用率のグラフを追加しました。
49	4	保育関連の実態調査がない。県民意見調査で、男女共同参画の実現のために力を入れるべき施策が「保育や介護野施設やサービスの充実」とあるが、施策にそれが反映していない。	A	ご意見を踏まえ、保育所等利用児童数及び保育所等利用待機児童数のグラフを追加するとともに、具体的な取組みについて記載しました。
50	3	DV防止・被害者支援 当事者支援だけの施策ではなく、DVを生まない教育を施策に入れること。（重点目標3 施策の基本方向1）	A	配偶者等からの暴力の防止、配偶者等からの暴力被害者への支援については、本プランの主要施策に位置付けるとともに、「かながわDV防止・被害者支援プラン」において、暴力の未然防止に向けた教育・意識啓発について記載し、施策の推進を行っています。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
51	3	若年女性の性被害が起きない環境づくりは、男女に限らず性教育を人権教育とすることが大事である。施策は性教育が「エイズ教育」だけであるが人権教育として年齢層に応じた教育をすること。（重点目標3 施策の基本方向3）	B	性教育については各学校等で実施しておりますが、学習指導要領に基づくため、施策として本プランには位置付けておりません。
52	3	キャリア教育が母子の自立に役立つか疑問である。母子世帯や、DV被害者の自立に必要な支援はキャリア形成のためだけではなく、就労の足掛かりになる教育の機会としての研修が必要。経験さえ乏しい女性もいる。就労前教育も必要。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 (DV) 配偶者等からの暴力の防止、配偶者等からの暴力被害者への支援については、本プランの主要施策に位置付けるとともに、「かながわDV防止・被害者支援プラン」において、就労支援について記載し、職業訓練等の施策を推進しています。
53	3	高齢者の労働力人口が増えている。県の統計でも高齢女性の労働災害が増えているとの啓発がある。特にケア労働分野に働く高齢者の女性の実態を把握し、施策に反映すること。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
54	5	庁内のジェンダー平等推進体制について、各部署の計画や施策についての点検ができる仕組みをつくること。	C	共生推進本部において、ジェンダー主流化の観点を踏まえて本プランの進行管理を行うとともに、県庁内におけるジェンダー主流化の普及啓発を通じて、各局の計画や施策への波及をめざします。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
55	6	「ジェンダー平等」「ジェンダー主流化」と言われても正直ピンときません。私のような特段知識のない者でもわかるような記載にしてください。	A	ご意見を踏まえ、「ジェンダー平等」「ジェンダー主流化」等の用語の説明を加えました。
56	2	「結婚や出産に伴う就業継続が困難」とありますが、私は出産を機に退職しました。その選択に後悔はありません。就業を継続することがベストで、家庭に入るのは望ましくない、といった風潮は納得できません。各自が望む選択を行政としてアシストしていただきたいと思います。	A	県では、すべての人が個性と適性に応じた自由な選択ができるように施策を推進して参ります。
57	1	夫は子煩悩で家庭のことも考えてくれた人でしたが、残業が多く、育児休業も取りづらい環境でした。個人としては家庭や地域活動に参画したい、と思っている人は多いと思いますが、職場で実践するのは難しい現状です。「男性の家庭や地域活動への参画促進」に向けた施策の充実に期待します。行政が取り組むべき重要な課題だと思います。	A	ご意見を踏まえ、企業の経営層に向けた職場における意識改革・行動変革を促すセミナー等を実施するなど、環境整備の取組みを進めて参ります。
58	2	「ワークライフバランスの推進」には、多様な働き方である「テレワークの推進」が欠かせないと考えます。「全国一の通勤時間」との記載がありましたが、その時間を有効活用すべきです。満員電車で往復2時間以上という生活が普通という考え方を見直すべきです。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、テレワークなど多様な働き方の推進に努めて参ります。
59	6	全体的に文字が多く、もう少し読ませる工夫が必要ではないか。	A	ご意見を踏まえ、より多くの方に見ていただけるよう、イラストなども活用し、見せ方を工夫しました。
60	6	事業についても具体的な記載がなく、どういったことを行うのか、イメージがわからない。	A	ご意見を踏まえ、重点目標1～5について具体的な取組みを記載しました。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他

意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
61	6	社会で問題となっているトピック的な事柄を記載するとか。	A	ご意見を踏まえ、近年の法改正の状況等を「TOPICS」として記載しました。
62	3	現在非正規職のシングル女性は大変多く、ほとんどが年収200万以下、コロナ禍の中で貧困が深刻となっている。しかし、育児や介護の困難におかれている女性の支援はあっても、彼女たちへの支援は皆無に近い。早急の実態調査を行い具体的な支援の方策実施を切望する。雇用の調整弁にされ続けた彼女らの将来の保障がないと、この国の経済活動にも多大な影響が出てしまう。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
63	1	企業等の経営者層向けに、職場における意識改革・行動変革を促すセミナーを実施することは意義があると思うが、その成果を担保する仕組みづくりが必要だと考える。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
64	1	男性の家事・地域活動への参画を促進するためには、働き方改革が必要で、そのツールとしてテレワークは有効だと思う。コロナ禍で大企業では、それなりに進んでいると思うが、中小レベルではまだまだ。県では導入に向けた補助も行っているようだが、引き続き支援をお願いしたい。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、テレワークなど多様な働き方の推進に努めて参ります。
65	4	先日、ニュースで、「女性＝優しい」「男性＝賢い」というステレオタイプは4～7歳頃から見られると言っていた。やはり、固定的な性別役割分担意識の解消には、若い世代からの教育・啓発が重要だと思う。本音と建て前を使い分けるようになってしまふ、大人になってからの意識改革は難しい。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、若い世代に対する固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組みを進めて参ります。
66	4	待機児童ゼロに向けた取組は、着実に進めていって欲しい。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、待機児童解消に向けた取組みを進めて参ります。
67	3	女性の支援に重点を置いているので仕方がないのかもしれないが、健康に対する支援は男女ともだと思うので、記載を工夫して欲しい。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」や重点目標3施策の基本方向3主要施策①に、男性の健康に係る特徴や、具体的な取組みについて記載しました。
68	6	～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等へ～表題にジェンダー平等の文言が載ったことに一歩前進と歓迎します。基本目標を達成するために”推進プラン”にもジェンダー平等をいれてほしいと思います。	C	改定に当たって、基本目標に初めて「ジェンダー平等」という表現を用いました。一方で、本プランは男女共同参画社会基本法に基づく計画であること、「ジェンダー平等」という言葉の認知度が高いとは言えないこと等を踏まえ、プランの名称は「かながわ男女共同参画推進プラン」としています。改定プランの周知とあわせて、「ジェンダー平等」という言葉の認知度向上につなげて参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
69	6	神奈川のコロナ禍の女性の非正規の実態や自殺者の数など深刻な実態を明らかにして施策に反映してほしい。	C	プランの改定にあたって実態調査の実施は予定しておりません。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
70	4	保育や介護のサービス充実が最も必要な要求の一つになっていますが、どのようにして充実させるか具体策が示していない。	A	ご意見を踏まえ、重点目標4施策の基本方向3主要施策①②に具体的な取組みについて記載しました。
71	5	各部局の施策をジェンダー平等視点でチェックできるよう庁内に徹底してほしい。	C	共生推進本部において、ジェンダー主流化の観点を踏まえて本プランの進行管理を行うとともに、県庁内におけるジェンダー主流化の普及啓発を通じて、各局の計画や施策への波及をめざします。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他

意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
72	6	「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」この素案の表題がとてもいいと思います。ぜひ、この精神を全体につらぬいていただきたいと思いました。	A	ご意見を踏まえ、ジェンダー平等社会の実現に向けて、施策を推進して参ります。
73	6	Ⅱの現状と課題には賛同できる部分もありますが、県民の実態調査が少ないように思います。そのためか、「現状と課題」で指摘されている部分が、Ⅲの計画内容、Ⅴの具体的な取組みにあまり反映されていないように感じます。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」について、県の数値が把握できるデータに可能な限り置き換えました。また、重点目標1～5について具体的な取組みを記載しました。
74	6	Ⅴの具体的な取組みでは、あまり具体的に書かれていないように思います。「促進します」「推進します」「支援します」が多く、なにをどう促進するのか、今一つつかめません。	A	ご意見を踏まえ、重点目標1～5について具体的な取組みを記載しました。
75	6	「就業率が落ち込む35～39歳に女性労働力率は全国46位」「日本一長い通勤時間」「長時間労働が全国6位」「結果として家事・育児等に関する女性の負担を増加させています」など、数字で見ただけでも神奈川の女性の置かれている状況は見えています。さらにコロナ禍、物価高が女性たちの生活を襲っています、その元で、どのような困難が強いられているのか、県の独自の調査をしてください。女性たちの悲鳴を救い上げたうえでプランにしていきたいです。	C	プランの改定にあたって実態調査の実施は予定しておりません。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
76	2	「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」実現のためには、女性の雇用形態を見直す必要があります。非正規でも正規でも女性労働者が働きやすい環境をつくるための労働環境、労働条件の改善、保育園や学童保育などの充実、非正規から正規への促進、支援の充実と利用にやすさなど、女性労働者が何に困っていてどうしてほしいのか、もっとリアルにつかんだプランを求めます。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。 (保育園や学童保育) 重点目標4施策の基本方向3主要施策①育児等の基盤整備の中で、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援すること、放課後児童対策を充実させることについて記載をしております。ご意見を踏まえ、引き続き、保育園、学童保育の充実に向けた取組みを進めて参ります。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
77	6	<p>すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へジェンダー平等をかかげたことは大賛成。そのうえで改定するプランの性格には、当然位置付けているはずの女性差別撤廃条約と憲法の理念に基づいてと明記してください。</p> <p>理由：改定案には国際的な動向として、世界経済が毎年発表するジェンダー平等指数で日本の低位が一向に改善されず取り組みが遅れていることが指摘されています。なぜ日本が大きく国際社会から遅れたのかも打ち出す必要があると思います。男女平等から男女共同参画を打ち出した「男女共同参画社会基本法」が1999年に制定されました。そのご、男女平等を実現するには女性ばかりではなく男性も視野に入れた対策であるべきだと、“男女平等”いう用語を用いず“男女共同参画”という“方法”（ないし戦略）が多くの自治体でとられてきました。</p> <p>今回、改定される内容では1975年国際婦人年から始まるジェンダー平等の世界の流れの原点である女性差別撤廃条約の理念・定義を再度学ぶことが重要です。同時に県も推奨しているSDGSにおいてもジェンダー主流化が位置づけされていることから、改定案ではジェンダー主流化をはっきりと目指した内容にすべきです。そのために、女性差別撤廃条約の理念・定義に沿ったものであることが重要と考えます。</p>	C	<p>本プランは、男女共同参画社会基本法第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。また、女性活躍推進法の趣旨に資する部分については、同法に基づく都道府県推進計画として位置付けています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
78	2	<p>改定案では、神奈川の特徴として、女性が働き続けられない理由が、妊娠・出産・育児を理由としているという固定概念で資料が作られているように思います。しかし、それだけではなく、現状は、労働力調査からも神奈川は全国よりも非正規で働く人が多く増え続けています。女性では53.9%を非正規が占めており、正規雇用は逆に少数になりつつあり、女性の非正規の現状分析で課題を明らかにすべきです。</p> <p>①特徴の1つに学校卒業してからも一度も正規職で働いたことのない若年層から非正規が増え、非正規の職を転々とせざるを得ない世代が生まれています。</p> <p>2つに、増え続けるケア職（女性）においても正規率が下がり非正規が過半数（介護職・訪問介護・保育士等）を超える状態（ただし男性は正規雇用いずれも80%超える）</p> <p>3つに、介護以外の小売り・飲食・宿泊業での接客・販売職や事務職など等ではパート・派遣・契約等で何年働いても最低賃金水準の処遇での非正規で働く女性が支えています。本人が望んでいないのに、短時間での細切れ労働、週の労働日数も勝手に調整され、契約期限の短期間化で1ヶ月、2ヶ月毎の更新で働かざるを得ない場で多くの女性が働いています。こうしたことがコロナ禍にあって、職を失ったり、休業させられて補償もなく、健康を害しても病院にも行けない、病気で働けないのに傷病手当もなく、社会保障からも排除され、母性保護の権利からも排除され窮乏生活を送らざるを得ない女性がふえています。（シングル女性多い）</p> <p>②こうした非正規が女性の貧困化、格差拡大が作り出されていること統計でも明らかにし、労働力政策だけでなく社会政策（経済社会）にも多くの影響を与える問題としてとらえられるよう可視化してほしい。</p> <p>③シングル女性に多くのリアルな現実が示されているので、県として、シングル女性の生活・労働の実態調査を行うべきです。そして、正規職へのステップアップにつながるキャリアアップ支援を実態に即して実効あるものとして施策化してほしい。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
79	2	<p>改定案で男女の賃金格差は女性が働き方を選択していることによる結果にしていますが、賃金格差は構造的な問題であり。就労年齢層と非正規率のグラフをのせて可視化してほしい。女性が主流化しているケア労働者の中でも男女の賃金格差が生じていることから構造的に作り出されていることを示してほしい。</p>	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」において、年齢階級別正規・非正規雇用率のグラフを追加しました。
80	1	<p>女性活躍の推進で大企業トップの女性活躍応援団の取り組みとして、イベントだけでなく、賃金の男女格差、非正規率、正規への登用率、管理職への登用などの数値が毎年明らかにできるように「女性活躍推進の法の改正」を活用し県として独自に行ってもらいたい。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
81	3	<p>無年金・低年金者の女性がふえていることで高齢者の労働力人口が増えています。主にケア労働やサービス業に増えています。同時に高齢女性が職場で転倒などの労災事故が多発し、その後の職業生活に深刻な影響を及ぼしています。県として就労する高齢女性の把握を行い、働く高齢女性の支援策をとってください。</p>	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
82	4	県民意見調査で、男女共同参画の実現のために力を入れるべき施策が「保育や介護の施設やサービスの充実」と示されています。運営主体の多様化と産業化している保育所や学童保育所のサービス水準や担い手の労働条件が大きく運営主体によっても異なり、人権問題・ジェンダー不平等を伴う事態となっています。そのため現状把握の実態調査を行い施策に反映することが求められています。	A	重点目標4施策の基本方向3主要施策①育児等の基盤整備の中で、保育所の整備等を進める市町村の取組みを支援すること、放課後児童対策を充実させることについて記載をしております。ご意見を踏まえ、引き続き、保育園、学童保育の充実に向けた取組を進めて参ります。
83	4	現在厚生労働省で、介護保険制度の改定が検討されていますが、要介護1・2の訪問介護が保険適用除外の検討されています。これはいっそうの処遇改悪が進むことになり、政府は在宅介護に事実上誘導しながら、訪問介護の切り捨て、再び家族に再び家族に（女性に）押し付けようとしており、家族介護で自立できないシングル女性の問題、ジェンダー不平等を再構成するものです。いま取られる政策は、介護労働者－訪問介護労働者の低賃金、人手不足を解消すべきです。コロナ追い打ちなどで危機的状況の中、訪問介護を担う労働者の実態を把握し、支援策をとることが必要です。	E	介護保険制度の改正については厚生労働省で議論されているところであり、県としてはその動向を注視してまいります。必要な人に必要なサービスが提供できるよう、引き続きサービス基盤の整備に努めてまいります。
84	5	改定案ではジェンダー主流化を打ち出しています。県の行政各分野の施策をジェンダー平等視点から見直し新たな目標値の達成に向けた計画進行管理が求められています。そのため、県として各種政策プランの策定に当たってはアセスメントシステムを設置し、ジェンダー主流化の手法を進める必要があります。同時に、推進体制を抜本的にみなおし、現行の共生推進本部の男女共同グループから各部局を横断的に政策的調整する権限をもった機構が求められています。そのため、現行機構を見直しジェンダー平等推進課（仮称）に再編成してください。	C	共生推進本部において、ジェンダー主流化の観点を踏まえて本プランの進行管理を行うとともに、県庁内におけるジェンダー主流化の普及啓発を通じて、各局の計画や施策への波及をめざします。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
85	5	ジェンダー統計の充実が可及に求められています、そのため、現行のかなテラスに専門家を配置し、ジェンダー統計のセンターとして体制の拡充強化をしてください。	C	ジェンダー統計の促進に当たっては、他の自治体の先進事例等を参考にしながら、今後庁内の普及促進を図って参ります。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
86	6	男女平等を旨として固定的役割分業、分担を探求し、実態を精査して改善するよう具体的な取り組みと実行の如何、本気度にかかっている。	A	ご意見を踏まえ、ジェンダー平等社会の実現に向けて、施策を推進して参ります。
87	1	P17、主要施策の①政治分野について具体的にどうしようとするかが見えない。	A	ご意見を踏まえ、重点目標1施策の基本方向1主要施策①に具体的な取組みについて記載しました。
88	1	②民間で優れた実施者（社）など公表し啓発する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
89	1	P18、施策の基本方向2について、活躍するための裏付けである関係費用と予算を明らかにして促進する。②女性の進出が少ない分野の実態調査及び背景や原因に至る探求・分析をしっかりすることにより促進する。③農業経営だけでなく、神奈川は立地的なこともあり水産における加工等も優れているのであるから農業・水産業関連の改善・発展するよう開発支援する。商工業にかかわる分野は広がってきているので少人数であっても細部にわたる職種調査し拡大を目指して支援する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
90	1	基本方向3について、固定的役割分業分担風潮を乗り越えて、男女の個々の自立することに立脚し、家庭生活、社会生活をとらえてそれに基づいた男女の平等参画を促進する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
91	2	重点目標2、P20-21 生活の基盤となる生計を立てる経済上の男女の自立と協働、協力の促進をする。男女、多様な人を含む誰もの個人の生涯にわたる生活目標を尊重し達成するための若い時からの生活の在り方、働き方のありかたを多様で多角的な角度から支援するための施策を促進する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	3	重点目標3、P22-25 人権尊重の基盤に立ち老若男女、多様な人々の個人に立脚し、非暴力、非平和な生涯にわたる生活保障のため、あらゆる場面での行政上の施策を考え、支援を促進する。また、個人情報を含む内容が多いのが必要な人に届く通知、また相談業務を豊かにし、情報公開に留意する。この目標3については生理、身体上の科学に基づく配慮は当然なことであるが精神面における老若男女問わず慎重かつ個々人の差についても十分留意と配慮をして推進する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
93	3	基本方向2 このための実態把握に十分な予算建てをし、公平、公正な分析をし、具体的に必要な支援策を立て実行する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
94	3	基本方向3 生涯にわたる未病のためには生まれた時から健康、安心、安全等生涯にわたる長いスパンでの保障予算と施策が必要であり、成長に伴う年代での社会参加が生まれるように考えて行政として万全を尽くす必要がある。そのためには専門的な委員会など経常的に設置し、連携を取り探求、分析し、提供内容等情報の公開をていねいにする。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
95	3	基本方向4 生命の尊厳、人権尊重に基づき、誰も取り残さないための施策実項に向けて当該者の意見を聞くなど調査、企画・計画実行、決定の場への参画になすように行政は推進する。	C	ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容 区分	意見要旨	反映 区分	県の考え方
96	4	<p>重点目標4、P26-28 結婚する、しない。子どもを産む、産まない。子どもを育てる（養育する）ことは 個々人の尊重と将来設計に立脚し、自由である。また、幼い時から個人の自立を促す 環境づくりを樹立することが先決である。「子どもの権利」を認めること、将来のお 手本となる先輩たち、大人の存在が重要であって、生き生き楽しく生活している景色 をどこでも誰でも出来ている社会構築ができるように行政が手厚い保障、支援なく してこの目標は完結しない。</p> <p>伝統文化を考える時の、生活の営みの中での時代背景の変化（進化）を分析し現在を とらえることそして、変化、変遷を身をもってわかる公正公平な視聴覚資料・材料を 自治会や団体に啓発のため配布するなど具体的に細かくていねいにしない限り意識と いうものは変わらない。特に為政者に見るこの分野における時代錯誤、不勉強さで政 治介入してはならない。具体的に教育への介入は県レベルの自治体で受け入れること なく独立地方自治体として排除する見識を持つことが重要である。第三者機関として 常設評価機関設置が必要である。</p> <p>また、生涯にわたる「人間育ち」は常に人との「信頼関係」によって受容の有無は左 右される。生まれた時からの周囲の環境によって格差が生じてはならない。おとなの 責任である。従って、あらゆる負の要因をなるべく少なくする必要がある。</p> <p>高齢者に対する畏敬の念を持つか否か、自分以外への寛容性など貧弱な先細りになら ないように行政は力を注ぎ、摩擦は避ける工夫研究が必要である。</p> <p>高齢者も若い時働き続けてきたし誰もが高齢期を迎える、分断の方向にならないため にも若者に負の遺産を避けるその年代にあった予算の長期的見通しのある政策運営が 必要である。</p>	C	<p>ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
97	5	<p>重点目標5 P29 全面的に具体的な方策を示すべきである。従って、この部分が大変弱い。強化すべき である。</p> <p>データを取るにあたっては男女別に加えて年齢別も必要項目に入れて、正確な判断や 当事者要求に届く施策にする。</p> <p>各種調査や統計の際には人権意識を基盤に置き多国籍、多様な人々に十分留意して漏 れの無いよう同じように調査を行い企画促進する。</p> <p>県男女共同参画審議会における委員選出において、多様性を常に考慮し公正公平で透 明性のある人選、構成をする。そのことによって「かながわ男女共同参画推進プラ ン」が実効性のあるものになる。</p>	C	<p>具体的な取組みについて記載しました。また、県男女共同参画審議会の委員選出に当 たっては、引き続き、必要となる委員構成を検討したうえで、多様性を考慮して選任 を行います。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
98	7	<p>今までは、女の子らしい髪の毛を伸ばしている男子小中学生やスカートを履いている男子小中学生は少なかった。</p> <p>今後の男子小中学生は、なるべく女の子らしい髪の毛を伸ばす意識を持って肩や胸まで伸ばしている男子小中学生を定着することを実現したいです。また、スカートを履く意識をもって、スカートを履いている男子小中学生を定着することを実現したいです。（女性ファッション雑誌を読むことをおすすめします。）</p> <p>神奈川県民では、スカートを履く男子小中学生や女の子らしい髪の毛を伸ばす男子小中学生の文化をめざすことがとても重要です。</p>	C	県では、すべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができることをめざしています。
99	6	<p>審議会の委員の意見を尊重して、プランに反映してください。</p> <p>全体として、ジェンダー、ジェンダー平等の視点に立ち、国連や先進国の先進的取り組みを意識したプランにする必要があると思います。</p>	A	プランの改定に当たっては、県男女共同参画審議会へ諮問し、答申を受けたうえで、県議会に議案を提出しています。ご意見を踏まえ、国際的な動向も見据えながら、施策を推進して参ります。
100	7	<p>今までは、ピンクや薄紫などのパステル系ランドセルを背負っている男子小学生は少なかった。</p> <p>今後は、ピンクなどのパステル系ランドセルを背負っている男子小学生や髪の毛の長い男子小学生の写真を載せてポスターを作って世間から広く知ってもらいたいです。</p> <p>また、多くの男子小学生がなるべく黒を選ばず、ピンクや薄紫などのパステル系ランドセルを選ぶ意識をもって購入して6年間安心して学校生活できるように実現してもらいたいです。（理由は、黒のベースではつまらない男子がいるためだと思います。）</p> <p>ピンクや薄紫などのパステル系ランドセルを背負っている男子小学生や髪の毛の長い男子小学生は、新しい神奈川県のスタイル文化として定着してもらいたいです。</p>	C	県では、すべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができることをめざしています。
101	7	<p><これからの高校の部活></p> <p>将来的には、女子運動部（バレーボール、サッカー、バスケットなど）の男子マネージャー（少なくとも2名）やチアリーディング部の男子（男女混合の場合、男子は少なくとも3名）を受け入れることが望ましいです。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>	C	県では、すべての人が個性や適性に応じた自由な選択ができることをめざしています。
102	6	<p>（P2、P3）</p> <p>基本目標に「ジェンダー平等」を取り上げたことは画期的なことだと思うが、まだまだ認知度が高いとは言えないので、県民にわかりやすいように説明を尽くすべきだと思う。「男女共同参画」との違いなど、具体的な例を挙げて。</p>	A	ご意見を踏まえ、「ジェンダー平等」等について用語の説明を加えました。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1/2 基本目標2/3 基本目標3/4 基本目標4/5 基本目標5/6 計画全体/7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見/B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見/C 今後の参考とする意見/D プランに反映できない意見/E その他

意見 No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
103	6	(P1~13) 全体的に見て、出典が国の「男女共同参画白書」からのものが多いと感じる。県のプランなので、できるだけ神奈川県データを入れ込み、現状と課題について、分析して欲しい。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」のグラフについて、県の数値が把握できるデータに可能な限り置き換えました。
104	6	(P16) 体系図は小さくて見にくい。見開きにできないのか。	A	ご意見を踏まえ、体系図を拡大し、見開きで作成しました。
105	1	(P17) 「男女共同参画」を推進するためには、やはり政策・方針決定過程への女性の参画を進めるべきだと思う。ニュースで国会審議を見ると、大多数が男性。県としてできることは限られているかもしれないが、「政治分野における男女共同参画を推進します」だけでは、あまりに漠然としていて、主要施策とはいえないのではないか。	A	ご意見を踏まえ、重点目標1施策の基本方向1主要施策①に具体的な取組みについて記載しました。
106	1	(P19) 「男女共同参画」というと、男性はどうしても自分事として捉えていないと思う。また、制度としては男性も育児休業を取得できるのに、それがなかなか進まないといった現状がある。男性の家庭・地域活動への参画促進に向けた施策を充実させて欲しい。	A	重点目標1施策の基本方向3主要施策①男性の家庭・地域活動への参画促進の中で、各種啓発・セミナー、ウェブサイトでの情報提供を通じ、男性の家事・育児等への積極的な参画を促進すること、かながわパパ応援ウェブサイト「パパノミカタ」による父親の育児に係る普及啓発や情報提供について記載をしております。 ご意見を踏まえ、男性に向けた周知啓発にも取り組むとともに、企業の経営層に向けた職場における意識改革・行動変革を促すセミナー等を実施するなど、環境整備の取組みを進めて参ります。
107	2	(P21) コロナ禍で少しずつ導入が進んできたテレワークについては、多様な働き方を推進するためには欠かせないツールだと思います。県としても引き続き、その推進に取り組んでいって欲しい。	A	ご意見を踏まえ、引き続き、テレワークなど多様な働き方の推進に努めて参ります。
108	3	(P23) 東京都がいわゆるパートナーシップ宣言を導入したが、神奈川県では導入しないのか。	C	県では、パートナーシップ宣言を導入する予定はありませんが、引き続き、性的マイノリティに対する支援に係る取組みを進めて参ります。
109	3	(P23) 県内の状況はどのようになっているのでしょうか。そのあたりを追記したほうが良いのではないか。	A	ご意見を踏まえ、「現状と課題」において、県内のパートナーシップ宣言の状況等について記載しました。
110	3	(P24) 昨今、リスキリング教育とか学び直しが話題になっていますが、人生100歳時代というなかで、もう少し具体的な取組を記載できないか。	A	ご意見を踏まえ、重点目標3施策の基本方向3主要施策③に具体的な取組みについて記載しました。

意見の内訳（内容区分）：1 基本目標1／2 基本目標2／3 基本目標3／4 基本目標4／5 基本目標5／6 計画全体／7 その他
 意見の反映状況（反映区分）：A プランに反映する意見／B プランに反映しないが施策は既に実施済みの意見／C 今後の参考とする意見／D プランに反映できない意見／E その他

意見No	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
111	4	(P27～27) 若年層への意識啓発は非常に重要な取組だし、引き続き取り組んでもらいたい。数値目標は、施策の基本方向1と2で同じ指標を使っていて、現状値を見ると殆ど変わりはないようだが、若年者を特出しし、数値目標にする意味があるのか。もっと適切な目標は考えられないのか。	C	ご意見を踏まえ、引き続き、若い世代に向けた取組みを進めて参ります。本数値目標は、年代別に差があるかを把握することも目的の一つとしています。ご意見の趣旨は、今後の施策の参考とさせていただきます。
112	5	(P29) ジェンダー主流化についてイメージがわからない。もう少しわかりやすく記載できないのか。	A	ご意見を踏まえ、「ジェンダー主流化」等について用語の説明を加えました。
113	6	(全体的に) 計画期間は5年なのに、目標数値の年度がバラバラなのは何故ですか。	E	他の個別計画等に位置付けている数値目標については、当該個別計画等の計画期間にあわせた目標年度としています。当該個別計画等の改定に伴い、目標値が変更された場合は、本プランの目標値もあわせて変更し、整合を図ります。
114	6	(全体的に) 表現が漠然としていて、具体的な施策のイメージがわからない。もう少し、具体的な記載ができないのか。	A	ご意見を踏まえ、重点目標1～5について具体的な取組みを記載しました。
115	6	(全体的に) レイアウト的に字が多く、見にくい。イラストの使用など、工夫が必要だと思う。	A	ご意見を踏まえ、より多くの方に見ていただけるよう、イラストなども活用し、見せ方を工夫しました。
116	7	(全体的に) 概要版などは作成されるのですか。	E	概要版は、令和5年度に作成を予定しています。